

在宅医療情報連携加算に関する掲示について

当院は、在宅医療情報連携加算体制について、以下の整備を行っています。

- 患者さん同意の上、状況に応じて以下の連携する保険医療機関・介護施設等（以下、「連携機関」という）との間においてICTツール(Chatwork/モバカルリンク)で患者さまの診療情報等を共有して常時確認することができる、きめ細やかな連携体制をとっています。

【連携機関】

住宅型有料老人ホーム 愛和
メディス太田
サービス付き高齢者向け住宅 ヴィベル太田大島町
人生の奥座敷 孫の手
尾島ケアハートガーデン グループホームさるびあ

在宅医療情報連携加算の算定(令和6年6月から)

国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定します。

- 在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料及び在宅がん医療総合診療料 100点

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

医療法人あい友会 あい太田クリニック

